

ふじよしだ

第147号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



9月定例会 決算特別委員会

12月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				本会議 (開会) 14:00		
8	9	10	11	12	13	14
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
15	16	17	18	19	20	21
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00	
22	23	24	25	26	27	28
				官公庁 仕事納め		

本会議・常任委員会を傍聴しませんか？

12月定例会より、常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

9月定例会

平成30年度決算を認定

一般会計歳出総額は

215億
2106万9272円

平成30年9月定例会は、9月4日開会され、24日間の会期を終えて、9月27日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任し、委員会が構成されました。

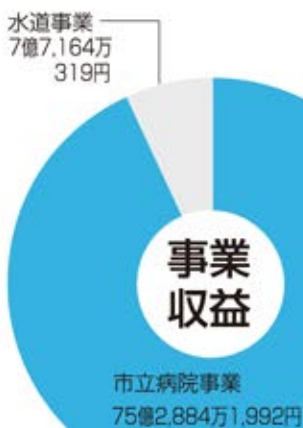
議案は、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定をはじめ、平成30年度富士吉田市一般会計継続費精算報告書など報告5件、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律の施行に伴う関係条例の整理など条例の整理3件、富士吉田市会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の制定、市税条例など条例の一部改正8件、富士五湖広域行政事務組合規約の変更、令和元年度一般会計補正予算(第2号)など補正予算5件、合計26件の市長提出議案に加え、議員提案による「教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書」などの提出を求める請願1件、それに付随した意見書1件、合計28件をすべて認定、可決、採択しました。

また、河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員選挙、富士吉田市選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われました。

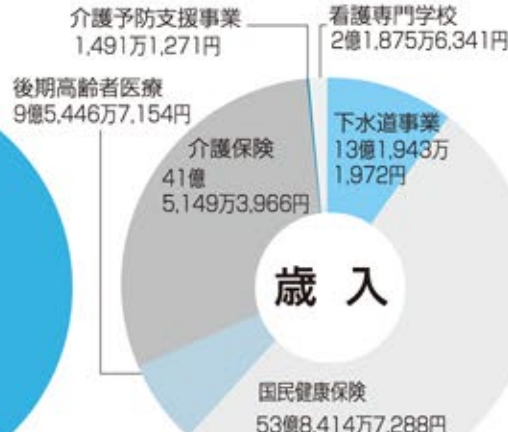
市政に対する一般質問は、3人の議員が行いました。

決算報告

事業会計

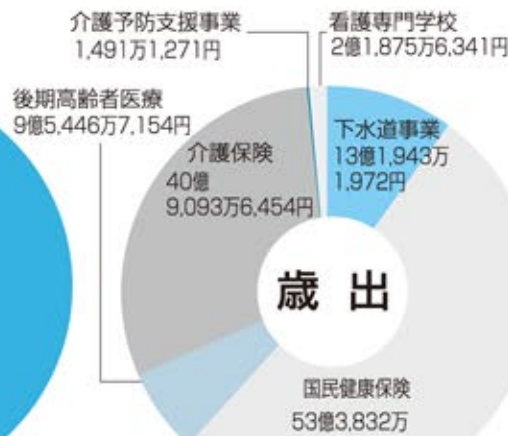
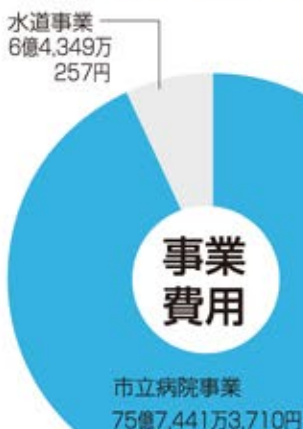


特別会計



一般会計

歳入
225億4,269万144円



歳出
215億2,106万9272円

議会の動き

議員合同研修会

8月7日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、長野県飯綱町議会前議長寺島渉氏を講師に、「議会はチェック機能を果たしているか」住民の代表者としての誇り」についての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



議案審議

報告案件・即決案件の内容

●報告第8号
継続費精算報告書について
(平成30年度富士吉田市一般会計)

【内容】
平成29年度から平成30年度までの2か年で実施いたしました(仮称)第七保育園建設整備事業外1件について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告するものであります。

●報告第9号
健全化判断比率について
【内容】
本市の財政は、健全に運営されている旨報告されました。

●報告第10号
資金不足比率について
(富士吉田市下水道事業特別会計)
【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第11号
資金不足比率について
(富士吉田市立病院事業会計)
【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第12号
資金不足比率について
(富士吉田市水道事業会計)
【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。

●議案第54号
令和元年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)
【内容】
歳入歳出にそれぞれ2億2319

万5千円を追加し、総額を241億5550万円としたものです。
歳入では、市債1億6400万円、教育費国庫補助金4093万8千円、前年度繰越金1825万7千円を増額したものです。
歳出では、小学校校舎等維持管理事業費2億2319万5千円を増額したものです。

人事案件

◎河口水無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

波邊 孝夫(旭3-11-3)
萱沼 一雄(新町2-9-26)
分部 寛猛(上暮地4-3-1)
遠山 明彦(上暮地8-8-27)

◎富士吉田市選挙管理委員会委員の選挙

波邊 正衛(下吉田1-7-14)
三枝 正満(上吉田35)
滝口 仁(上暮地5-9-14)
羽田 安(小明見3-10-37)

◎同補充員の選挙

(補充員の順番については、掲載のとおり)
遠山 巖(緑ヶ丘2-4-4)
田邊 義樹(上吉田東2-6-1)
羽田 吉則(向原1-13-29)
半田 初幸(緑ヶ丘1-1-13)

9月定例会 会期日程

日程	内容
9月4日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 本会議
11日	○市政一般質問 決算特別委員会 ○付託議案の審査
13日 17日 18日	総務経済委員会 ○付託議案等の審査 文教厚生委員会 ○付託議案等の審査 建設水道委員会 ○付託議案等の審査 本会議
20日	○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 (議員提案含む) ○各議案の採決 ○河口水無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙 ○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 (閉会)
25日	
27日	

《議会だより編集委員会》
委員長 渡辺利彦 委員 渡辺幸寿 桑原守雄
副委員長 勝俣米治 小俣光吉 前田厚子

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

9月

前田 厚子 議員



①高齢者の安全運転を支える支援について

●1回目の質問

1点目、高齢者ができるだけ長く安心して運転出来る環境を整えることを目的とした事業を視察してきた。それは、富士河口湖町で10年前から取り組んでいる「シニアドライバー支援事業」である。2009年から65歳以上のドライバーを対象に認知操作の能力向上を図ることを目的に実施されている。さらに、TMT（視覚探索、処理速度の能力検査をするもの）と呼ばれるテストや事故防止のための講座など、10年で550人が受講している。

シニアドライバー支援事業の中で山梨大学大学院の伊藤安海教授は、「高齢者の事故で最も多いのは、認知症によるものよりも、運転中に起きる脳梗塞などによって気を失い、その結果事故を引き起こす事が一番多い」と話された。高齢者の安全運転の為に「シニアドライバー支援事業」を取り入れながら、今後の高齢化社会の地域づくりを進めて頂けないか。市長の考えをお聞かせ願う。

2点目、高齢者の事故防止に効果的である後付けの自動ブレーキやペダルの踏み間違え時の急加速を防ぐ機能を搭載した「安全運転支援装置」などの補助についてお聞きする。

東京都で推進しているアクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置の購入費補助について、通常3万円から9万円するものを9割、都が負担する取り組みを行っている。

市内の専門店に聞いたところ、「今、問合せが増え商品も予約待ちの状態です。」

との事だった。高齢者が安全に運転を続けられるように、本市でも検討すべき課題だと思いがいか。市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目のシニアドライバー支援事業を取り入れながら、今後の高齢化社会の地域づくりを進めていくことについてであるが、既にダイハツ工業株式会社等と産官学民での連携講座を開催している。

この講座は、日本自動車連盟による正しい運転基本操作や運転姿勢の確認、理学療法士による運動能力の維持に役立つ健康指導などを実施している。このような連携講座等を継続するとともに、警察署等の関係行政機関とも連携しながら、高齢者の安全運転の向上を図ることで、今後の高齢化社会の地域づくりを進めていきたいと考えている。

2点目の自動車の安全運転支援装置設置費用などへの補助制度についてであるが、その多くは、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違える「誤操作」によるものが多く、こうした悲惨な事故を未然に防止するためにも、安全運転支援装置設置費用への補助制度は非常に有効であると考えている。

補助制度の創設については市単独では難しいことか

ら、現在山梨県市長会を通じて、山梨県への要望として手続きを進めている。

●2回目の質問

1点目、本市において昨年から、ダイハツ工業株式会社等の地域貢献事業の中で、理学療法士による運動講座、JAFによる死角講座など交えて行う講座が実施していることは良いことだと感じました。一方、先に提案した「シニアドライバー支援事業」は、1日2時間の講習を1年で6回実施するものである。この事業にもやはり、岳麓自動車教習所が地域貢献事業として無料で安全運転の講習やTMTの実施、また、実車教習などを実施している。

二つの事業を目的別に同時進行していくのは大変に効果的だと思いが、今一度、検討していただけないか。

2点目、先ほどの市長の答弁には、山梨県市長会を通じて山梨県全体としての要望をするとのことだが、それが叶わないときは、本市独自で検討してもらいたいと思いがいか。

●2回目の市長答弁

まず、1点目の2つの事業を実施することの要望についてであるが、本市においては、シニアドライバー支援事業としてダイハツ工業株式会社等と連携した事業を実施している。

富士河口湖町におけるシニアドライバー支援事業が有効な支援事業であることも認識しており、今後も対象である高齢者の皆様の意見等を伺う中で、関係団体と協議を行いながら、更なる事業の充実を図っていきたいと考えている。

次に2点目の、自動車の安全運転支援装置設置費用などへの補助制度についてであるが、先ほど答弁したとおり、利用者の負担を可能な限り軽減できる補助制度の創設については、市単独では難しいことから、まずは山梨県に対し強く要望していく。

●3回目の質問

1点目、私が話を聞いた中では、車の運転は続けないければ生活が出来ないと殆どの方が話していた。富士河口湖町で岳麓自動車教習所が地域貢献事業として実施している教習内容を、もし富士吉田市が行うのであれば、応援するとの前向きな話を伺うことが出来た。

さらに、ダイハツが行っている支援事業は、理学療法士の健康指導やJAFの方による「シートベルトの正しい付け方」や「死角講座」をするので、ご家族の方とともに「気付き」と言う部分で役に立っているとの事だった。

高齢者の課題を市と共に関係団体の方や当事者であ

る高齢者の皆様と「推進協議会」等を立ち上げて前に進めていくべきではないかと提案するがいかがか。

今、大事な事は高齢者が安心して運転出来る為の支援や免許証の返納がされた後も地域で安心して生活出来る地域づくりだと思いが市の考えをお聞かせ願う。

2点目今回、聞いているのは「安全運転支援装置」アクセルとブレーキの踏み間違い防止ペダルに対する補助制度であり、本市単独で出来る支援から実施することを要望する。市長の考えをお聞かせ願う。

●3回目の市長答弁

まず、1点目の高齢者の皆様との推進協議会等の立ち上げについてであるが、「車の運転は続けないければ生活ができない」という高齢者の意見は私も十分に認識している。現在本市では、地域包括運営協議会や地域ケア会議を設置し、生活支援体制の整備、認知症への総合支援の方策等を検討・実施しているところである。

高齢者の皆様の心身の健康の保持と増進のために、これらの会議において検討していきたいと考えている。

次に、高齢者が安心して運転出来るための支援や自動車運転免許返納後においても安心して生活出来る地域づくりについてであるが、シニアドライバー支援

事業を実施するとともに、運転免許証返納後の生活に係る移動を支援するため、運転免許証を返納した70歳以上の方に対し、タウンスニーカーの1年間フリーパスを交付しているところである。

次に、2点目の自動車の安全運転支援装置設置費用などへの補助制度についてであるが、本市のような地方都市では、首都圏と違い、公共交通機関が発達しているわけではなく、日常生活に車が欠かせないものとなっている。日常生活を維持する上でこれからの安全に自動車運転できる社会を形成することは、一地域としてではなく、社会全体で乗り越えなければならない課題である。

したがって、安全運転支援装置設置費用の補助制度の創設については、金額の多寡を問題としているわけではなく、広域的な観点から国や県が主体的に動いていくことが非常に重要であることから、先ほど答弁したとおり、まずは山梨県に対して強く要望していく。

②コミュニケーション・ボードの拡大と周知の方法について

●1回目の質問

本市のHPを見ると、そ

のカードが紹介されていた。しかし、実際に市の窓口で置かれたものは、4カ国語の対応がしてあるが、文字もイラストも小さく、色使いも不明瞭で残念なことに大変に使いづらい印象を受け、見直していくべきではない質問をさせて頂く。

1点目、このコミュニケーションボードは、聴覚障がいの方を始め、使用される方の意見を聞き作製されたボードは、どのような所に置かれているか。目的に添った場所、または施設に置かれているか。

2点目、私は、埼玉県吉川市の取組を聞き、この「コミュニケーションボード」の有効な使い道を再確認した。本市でも、災害時、最もコミュニケーションの取れない障がいをお持ちの方、そして年々増えているインバウンドの方々、非常時に伝える時、実際に役に立つと思うが、本市の考えをお聞かせ願う。

3点目、既に、「コミュニケーションボード」を導入した吉川市だが、地域の皆様の日常の暮らしの中でも利用しており、大変に役に立ったとの話もある。生活弱者と言われる方が暮らしやすい地域づくりを目指す、本市としても今あるものをさらに改善して、地域で活用しやすいものを作製するべきだと思うが、市

の考えをお聞かせ願う。
4点目、災害時などいざという時に活用出来るよう職員には当然だが、市民への周知が大変に必要だと思う。周知という点で工夫されたことがあったらお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

コミュニケーション支援ボードは、聴覚障がい者、外国人の方々にとり、コミュニケーションを図るうえで非常に有意義なものであると認識している。

まず、1点目の作製時の経緯と設置場所についてであるが、本市では、障がいを持つ来庁者の皆様のために、平成28年度に独自のものを作製し、福祉課、市民課など19カ所の市民対応窓口で常備し、有効に活用している。当該コミュニケーションボードの作製時には、障がいを持っている方に意見を聴いているが、今後も改良を重ねていきたいと考えている。

また、現在来庁者からの要望により、コミュニケーション支援ボードの活用の他にも、筆談や口を大きく開けてゆっくり話す口話法による窓口対応を取り入れるなどしている。
次に、2点目の「災害用のコミュニケーションボード」の作製についてであるが、現在使用しているコミュニケーションボード

は、行政での手続きに特化したものであり、相談等の複雑な内容の場合、外国人の方々に対しては、国際交流員や国際担当の職員が対応し、聴覚障がいの方々は、手話通訳者や手話通訳士に委託し、きめ細やかなサービスを実施している。災害時に各避難所において活用できる本市独自の「避難所版」については、現在作製中であり、今年度中に完成の予定である。

次に、3点目の地域で活用しやすいコミュニケーションボードについてであるが、埼玉県吉川市で導入している内閣府推奨のコミュニケーション支援ボードについては、ダウンロードしてそのまま使える便利なものであると認識している。しかしながら、便利な反面、著作権が発生するものである。現在活用している支援ボードと同様に、地域の特性を生かしたものの作製を検討していく。

次に、4点目の周知の工夫についてであるが、過日実施した防災訓練では、各二次避難所において、福祉支援班の職員が防災ベストを着用し、ヘルプカードも提示するなどの周知をするとともに、障がい者をもどようにサポートすれば良いのかなどの説明をした。避難所版コミュニケーションボードも、完成した際には、防災訓練等で活用及

び周知していく。

●2回目の質問

1点目、病院においても宿泊施設においても外国の方との間で「言葉の壁」が大きく問題になっているように。特に、これが災害に関することになると専門用語の意味が伝わりにくいなと、「言葉の壁」はより一層浮き彫りになっている。

本市でも災害用のボードに關しては「避難所版」の作製をするとのことだが、生命に関わるようなので安心して現場で使えるよう専門知識を持った方にも携わるよう希望するが、その点はいかがが。

2点目、誰でも気軽に利用出来るようホームページからダウンロードが出来ると便利である。また、お店や施設等の玄関には、「コミュニケーションボード有ります」等のシールを貼るなどの工夫をしていただけないか。

3点目、「周知」だが、この事に限ったことではない。市では、「お知らせしたい事」と「どうしても伝えなくてはならない事」が有るのではないかと。他の自治体で工夫している事だが、どうしても伝えたいことは、同じ広報でも掲載したり、号外として折り込むなど、今実施していることに更に重ねて工夫

していただけないか。

●2回目の市長答弁

まず、1点目の「災害用のコミュニケーションボード」の作製についてであるが、本市の防災専門官をはじめ、障がい者及び外国人の方々に、当然のことながら携わってもらい、より良いものを作製していく。

次に、2点目の地域で活用しやすいコミュニケーション支援ボードの設置についてであるが、完成時には、ホームページからダウンロードできるように準備を行っていく。また、利用者の目に付きやすい場所に置いていただくよう、併せて、ホームページ等で周知していく。

次に、3点目の周知についてであるが、防災訓練での防災ベストとヘルプカードの説明や職員のエフエムふじここへの出演などにより周知していく。

また、広報紙については、文字を大きくしたり、イラストや写真を大きく活用するなどの工夫を重ねている。さらに、「ヘルプカード」等の紹介も含め、記事の内容から優先順位の高いものはトップページにカラーで掲載するなど、読みやすく分かりやすい広報紙作りに努めている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

9月

勝俣 大紀 議員



①高齢社会における自治会のあり方について

●1回目の質問

以前、市民課からいただいた、平成31年2月27日時点の資料をもとに高齢化率をはじき出した。

市内全体で29・0%、うち男性25・7%、女性32・2%となつていて、全国平均は、平成29年10月1日発表数値では27・7%、うち男性24・8%、女性30・6%となつていて、基準日が異なるが、比較すると、多少高齢化が進んでいることが予想される。

一方で、平成27年12月15日に策定された富士吉田市まち・ひと・しごと創生における人口ビジョンにお

ける高齢化率について調べてみた。

平成32年（令和2年）において、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が推測した人口は、4万6186人であり、市独自の推計では、4万7034人とされる中、平成31年2月現在での実数は、4万8996人となつていて、社人研の推定数より実数が、約2810人多くなつており、市独自の推計と実数では、約1960人多くなつていて、

同様に平成32年（令和2年）における高齢化率を調べると、社人研30・2%、市独自の推計では、29・8%とされる中、平成31年2月現在での高齢化率は、29・0%となつていて、

その結果、社人研がはじき出した人口や高齢化率の数値よりも、市独自でははじき出した人口や高齢化率の数値の方が、現時点では、現状に近いということや、予想していた数値よりも低いことが分かり、富士吉田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略にお

ける課題に対して、的確に施策が行われた結果、人口減少にやや歯止めがかかり、高齢化率の急激な上昇を抑えていることが分かった。

予想していた人口の数値や高齢化率の数値について、実際の数値と比較して、人口があまり減少していないことや高齢化率の急激な上昇が認められなかったことについて、今の時点でのどのよう分析されているのか、市長に伺う。

●1回目の市長答弁

本市人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向と人口の将来を展望するものとして平成27年12月に策定し、この人口ビジョンにおける本市将来人口には、国立社会保障・人口問題研究所による推計値を基礎数値とし、人口ビジョンと同時に策定した「富士吉田市まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げた様々な施策による成果を加味する中で推計した。

私は、人口減少問題に対応するため、「定住促進奨励金制度」の創設や「定住促進センター」の設置、「西丸尾地区における優良宅地の分譲」を行うなど、定住・移住施策を強力に推し進めてきた。また、本市の子育て支援の拠点となる「子育て支援センター」の開設と同時に、郡内初となる産前

産後ケアルームを設置した。老朽化した学校給食センターも、アレルギー食対応として更新し、さらには「市立第七保育園」の整備を進めるなど、本市の子育て施策も積極的に展開してきた。

加えて、富士吉田西桂スマートインターチェンジの整備など、本市の都市基盤の充実のほか、「総合戦略」に掲げる様々な分野に渡る施策を着実に展開し、本市の人口減少に歯止めをかけるよう努めてきた。

このような複合的な施策展開の効果が顕著に現れ、生産年齢人口及び年少人口における減少の勢いが鈍化し、本市全体の人口減少と高齢化率の上昇の抑制につながっているものと認識している。

●2回目の質問

これから高齢人口が増加傾向にあることは認めざるをえない。

社人研の統計によると、2030年には35・2%、20年後の2040年には40・7%に達すると予想されている。

一方、第1回目の質問の中で評価した本市の施策が順調に推移するものと仮定した場合、市独自の推計では、2040年に高齢化率が35・0%に達し、その後減少に転ずるというデータとなつていますが、これはあくまでも合計特殊出生率の

目標数値が2022年に1・6であり、最終的には1・8を目指すという前提のため、これをクリアするにはなかなか難しいのではないかと考える。

次に、本市における高齢化率は、あくまで今現在、全体として29・0%となつていて、地域的な偏在もあるのではないかと思ひ、引き続き独自の調査をした。

その結果、先に挙げた35%をベースにして、現在すでに35%を超えている地域は、大明見五、六丁目、下吉田一、二、三、五、九丁目、新町一、二、四丁目、旭二丁目、上吉田六丁目、上暮地三丁目となつており、20年後の未来が点在していることになり、そのなかで、もっとも高齢化率が進んでいる地域は、下吉田三丁目ですでに41%を超えていることが分かった。

将来に市内全体の高齢化率が上がってくると、ますます35%以上の地域が存在してくると思うが、高齢社会における自治会のあり方について、本市としてどのようにサポートしていくのか、市長に伺う。

●2回目の市長答弁

私は、自治会がまちづくりの根幹として欠くことのできないパートナーとして、また、地域コミュニティの重要な存在、さらに、災害時には自助、共助の中心的

な役割を担うものであると考え、市民と行政が役割と責任を分担し合いながら進める「協働」のまちづくりの実現のため、自治会の重要性は十分に認識している。

現在、本市では、自治会活動のサポートとして、地域協働推進員制度を設け、地域に住み、地域の実情を把握し、長年行政運営に努めてきた管理職を自治会との連携役として、「地域協働推進員」に任命している。

この地域協働推進員は、自治会活動がより円滑に運営できるよう、行政との橋渡しの役目と自治会が抱える様々な問題を収集し、行政活動にフィードバックする任務も併せて行っている。

本市においても、多岐にわたる事業を展開することにより、人口減少と高齢化率上昇の抑制につながっていることを認識している。これによる成果を効果的に運動させるため、自治会活動へのサポートの一つとして、ホームページやパンフレットにて、転入世帯や未加入世帯に対し、自治会の重要性を強く発信するとともに、加入率向上の促進強化を図っている。

いずれにしても、地域協働推進員との連携を継続するとともに、持続可能で強固な組織となるための体制づくりの構築に向け、役員の負担軽減等のサポートについて、検討していく。

●3回目の質問

本市の地域協働推進員制度について、その内容と取り組み状況等、事例を交えて詳細に説明願う。

●3回目の市長答弁

地域協働推進員制度は、自治会活動がより円滑に運営できるよう行政との連携の役割を担う、本市独自の制度であり、各自治会長から高い評価をいただいている。

本制度により、自治会からの陳情案件について、地域協働推進員がコーディネーター役を担い、自治会、市、地域協働推進員がコミニケーションを図る中で、案件が迅速に解決した事例や、自治会からの様々な要望の中で、市や県、他の団体等との調整が必要な案件に対して、自治会と地域協働推進員が協働し、その方向性を導いた事例もある。

今後においても、市民との協働によるまちづくりを更に円滑に推進していくため、自治会が抱える問題や相談、提案等がある場合について、本制度を積極的に活用していただき、地域の実情に即したきめ細やかな対応を図っていく。

②グリーンツーリズムについて

●1回目の質問

富士吉田市まち・ひと・し

ごと創生の富士吉田市地域創生総合戦略において、富士吉田市の持つ可能性や地域資源、特性を最大限に活かすグリーンツーリズムを企画し、交流人口である観光客の増加につなげ、地域の活性化を図るとなっており、そして、地域資源を活用した特産品の開発と地域ブランド商品の強化を図り、地域の活性化につなげていくとされている。

いままでは実施されたグリーンツーリズムについて、主な事業のうち、どのような企画を実施し、どのように評価されているのか、参加人数、宿泊人数、宿泊数等を含めて、どのように分析されているのか市長に伺う。

●1回目の市長答弁

近年注目されているグリーンツーリズムは、地域の資源や特性を活かせるものとして地域の活性化が期待されることから、本市の地域創生総合戦略や観光基本計画の中でもその取組を位置づけている。

産業観光の分野では、本市の地場産業である織物と観光を融合させた「ハタオリマチフェスティバル」、また、織物工場を実際に見ていただき、その場で商品の購入もできる「オープンファクトリー」を実施している。

スポーツの分野では、富士五湖を周遊する方々の観

光消費につながるよう、自転車専用のサイクルスタンドの設置、また、本市の民間団体が実施している「Mt.富士ヒルクライム」においては、この大会の運営を担うイベント会社と連携し、サイクルスタンドが設置されている店舗を廻るスタンプラリーを実施している。

自然環境の分野では、平成29年度に「富士吉田観光ガイドツアー認定制度」を創設し、富士山を中心とした本市の眺望や自然環境などの地域資源を活用した着地型観光ツアーを実施する事業者への活動支援を行っている。

平成30年度には、着地型観光につながる「体験型観光誘客プログラム事業」に取り組み、当該年度において48の参画事業者で118の体験プログラムを造成している。

事業ごとの宿泊人数や宿泊数までの詳細の把握は困難だがグリーンツーリズムの概念を認識したこれらの取組は観光客の増加による経済効果に寄与していると判断できる。

いずれにしても、今後もインバウンドを含めた国内外の観光客のニーズを把握する中で、事業の推進に取り組んでいく。

●2回目の質問

平成29年10月に策定した富士吉田市観光基本計画には、いままでは実施してきた

観光施策についての現状分析やこれからの基本構想などが盛り込まれている。

この中でグリーンツーリズムが示されているが、このグリーンツーリズムには、本市の経済効果の波及につながる可能性があると思う。これからの滞在型の観光を展開するには、そこにしかない体験をすること、つまりそこにしかない空気感というものが必要とされている。

そこで質問として、観光計画に示されているグリーンツーリズムについて、これからどのように進めていくのか伺う。

●2回目の市長答弁

本市では、平成23年度から首都圏の小中学校の児童生徒を対象に、富士山の素晴らしい自然と景観の中で、田植えや稲刈り、大豆の収穫などの農業体験事業を営農団体と連携して実施している。この事業では、単に農業を体験するだけではなく、現在の我が国における食料自給率の低下の問題について考える内容を含め、普段の教室ではなかなか学ぶことができないプログラムとして、大変好評をいただいております。昨年度は370名の生徒が参加している。

この事業は、本市におけるグリーンツーリズム推進の可能性を確認することを

目的として開始したが、現在、この事業に関わった農家の中には、民間旅行会社と提携し、トウモロコシのもぎ取り体験事業等を開業されている方もおり、更なる広がりも見られている。

また、体験型観光誘客プログラム事業では、ふじさん野菜やブルーベリーの摘み取り体験、羊の毛刈り体験など、グリーンツーリズムと言える6つの体験プログラムを揃えており、今後の展開に期待している。

さらに、市内の民間研修施設では、近隣農家と連携して農業体験を通じた研修プログラムの提供に向けた準備を進めている。

いずれにしても、このような取組を継続しつつ、農家の高齢化や耕作放棄地等、様々な課題も踏まえた中で、本市の農業をよりいかにサポートし、農家を結びつけることや富士山の景観等、本市のポテンシャルを最大限にいかしたグリーンツーリズムを推進し、アピールしていきたいと考えている。

●3回目の質問

グリーンツーリズム推進施策は、今後行政中心のものから徐々に民間に移行していくことが望ましいと思う。行政ばかりが経済効果を生み出すにはどうすればいいのかではなく、民間の力を結集することで、経済効果を生み出すことを共に考

える時期に差し掛かっていると思う。

このように、今後の展開として、民間の力を最大限に発揮させるようなガバナンスを構築し、このグリーンツーリズムを推進していくことが先決と考えるが、市長の考えを伺う。

●3回目の市長答弁

民間主導型のグリーンツーリズムによる経済効果については、私も大きな可能性があると認識している。

一方で、先ほどの答弁のとおり、本市の農業は、農家の高齢化や耕作放棄地等、様々な課題があることも事実であり、そのような意味においても、より本市の実情にあった「ガバナンス」が求められているものと考えている。

今後においても、雄大な富士山の景観や四季折々の自然環境等、本市のポテンシャルを最大限にいかしたこの地域ならではのグリーンツーリズム商品を開発する取組を継続していく。また、本市の農業をよりいかにサポートし、農家を結びつけること、さらに本市の様々な産業との連携等により、民間の力を最大限にいかすことができる社会的仕組みの在り方についても併せて研究し、今後の施策に反映させていきたいと考えている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

伊藤 進 議員



①新倉山浅間公園の通年型観光施策と周辺インフラ整備について

●1回目の質問

新倉山浅間公園忠霊塔の由来を紐解けば、富士吉田市戦没者慰霊塔として、日清日露・第一次世界大戦及び太平洋戦争に尊い一命をささげて祖国のために戦ってくれた英霊に対し感謝の気持ちと哀悼の思いを込めて建設されている。一方で、この地の周辺を整備し景勝地として観光客の誘致を図り、当市の発展を願う思いもあった。

現在、新倉山浅間公園忠霊塔は、国内外において、その景観等について高い評

価を受け、平成25年6月の富士山世界文化遺産登録以降、外国人の訪問が急増しており、今後益々この地を訪れる観光客が増えていくことが確実視されている。

本年は、このままのペースでいくと50万人以上の来訪者が見込まれている。これ程多くのお客様がご越し下さる新倉山浅間公園忠霊塔に対して、市長は令和元年6月定例会、市長所信においてこの地を訪れる方々のスムーズな流入流出を可能にするよう公園周辺の整備について検討して参ります。」と述べているが、具体的なプラン、タイムスケジュールをお持ちか市長に伺う。

●1回目の市長答弁

新倉山浅間公園は、桜の季節には1日に1万人を超える人々が一度に訪れることから、周辺住民の生活に影響を及ぼすこともあり、特に、おひめ坂の踏切周辺は、その危険性がますます高まっているものと認識している。

こうした中、まず、おひ

め坂踏切周辺における危険性緩和施策として、踏切部分を回避して、浅間公園通り線へ通ずる道路を新たに整備する計画を既に概略的に策定しており、この9月定例会においては、現在の計画を含めて、より安全性が担保され、より効果的な路線の整備について決定していくための予備設計業務に係る補正予算案も上程している。今後においても、周辺道路の危険性が緩和されるよう機動的に進めて参りたい。

また、新倉山浅間公園入口の入山川に架かる浅間橋においては、山梨県と連携する中で、山梨県主体の河川改修工事として、車道が拡幅され、歩道が新設される計画になっている。

さらに、周辺道路の渋滞緩和策についても普通車専用の駐車場を新たに整備する等により効果的な方法を模索していくこととしている。

いずれにしても、周辺住民の皆様が生活環境をしつかりと守りつつ、国内外から訪れる観光客の皆様を、より良い環境でお迎えし、おもてなしできるように、新倉山浅間公園の周辺整備を進めていく。

●2回目の質問

先日、長野県岡谷市の市議から、「日本を代表する景色に感動したが、周りに

何もなく、お土産を買いたくても売店はない。食事もできない。駐車場も不便。」と話があった。

地域創生に貢献する観光事業は、「移れるまち」づくりの第一歩である。年間50万人以上のお客様が訪れる新倉山浅間公園周辺整備を「移れるまち」の具現化として、どのようなプランをお持ちか。一日も早く、お金の落ちる仕組みづくりや施設づくりを希望するが、いつ頃を目途にこの周辺を「移れるまち」にするのか伺う。

●2回目の市長答弁

私が本年6月定例会所信で述べた、観光事業を通じての「移れるまち」は、来訪者の観光消費を通じ住民の所得や雇用等の増加につなげ、その地域に賑わいと活力を生み出すことを目指しているものであり、国内外の非常に多くの来訪者がお越しになる新倉山浅間公園の周辺整備は、「移れるまち」を目指す大変重要な取組だと考えている。

新倉山浅間公園はその集客力からして観光消費の喚起につながる大きな可能性を有しているものと考えており、その観光消費の恩恵を、新倉山浅間公園周辺で終わらせるのではなく、市内地域に行きわたらせることが重要だと考えている。

新倉山浅間公園を訪れた

観光客が、そこで観光消費を行い、さらに、そこを起点として、まちなかを周遊し、更なる観光消費の広がりにつながるよう、体験型観光コンテンツの内容を増やすなど、宿泊を含め滞在時間を増やす取組が不可欠だと考える。

その一つとして、現在増加しているゲストハウス等のトウキイベントの実施や国のモデル事業として採択された西裏地区の活性化にも取り組んでいるところである。

移れるまち実現のためには、行政だけではなく、地域の商工業者、観光事業者、交通事業者、団体、住民の皆様がともに考え、それぞれがその役割に応じた取組を行い、ともに地域を作りあげていくことから生まれてくるものだと考える。

したがって、行政としては民間の方々活動しやすいよう環境支援や土台作りを行っていきたくと考えており、新倉山浅間公園の周辺整備もその一つである。駐車場の整備など、効果的な方法を模索する中において、観光消費を喚起する手法も併せて検討していきたい。

新倉山浅間公園周辺の整備は時間を要するが、本市観光資源の磨き上げや着地型観光への取組、商品の販売促進などを通じ、新倉山浅間公園来訪者の消費を喚起し、「移れるまち」の実

●3回目の質問

ビジネスストラベルの一つの活動形態である「MICE」の中で「E」の部分、イベントの開催で新倉山浅間公園周辺にさらに集客を図り、通年型観光地として更なる活性化を目指していきたいと考える。

春には、日本を象徴する富士山、五重塔そして満開の桜。この美しい風景を気軽にスケッチできることをアピールしてはいかかか。

富士山とともに美しい風景がたくさんある本市でスケッチコンテスト開催し、スケッチのまち富士吉田として周知することを提案する。

夏には、新日本夜景100景に選ばれているこの地から富士山の山小屋の明かりが見え始める夕暮れにイベントを企画することを提案する。

また、秋にはふじさんミニユージアムエリアと同様に、もみじ祭りの開催も集客をアピールできるものと考えている。

冬には雪のオブジェを展示する雪まつりの開催を提案する。

四季を通して素晴らしい景色を体感できる新倉山浅間公園だが、あくまで私は、忠霊塔周辺は英霊の眠る慰霊の場所だと考える。忠霊塔の由来などを書いた看板

現に向け着実に取り組んでいる。

を公園入口など敷所に掲示して忠告のレゾナントルを多くの皆様に周知したかどうか。

多くの観光バスを停められる大駐車場を下吉田駅西側の農地の多いところや旧織協センターの土地を活用して整備し、ふじよした道の駅のように売店や地場産品、土産物売り場、レストランなどのお食事処も作りお金落ちる仕組みづくりを提案する。

過去に質問された議員もいらつしやるが、ケーブルカーやロープウェイなどの建設も推進していきたい。

周辺道路にもアクセス道を3か所ほど考えてはどうか。新倉トンネルを抜けて北側に下る、地元の住民から茶つけ道と呼ばれている道路の整備、答弁頂いたお姫坂通りを拡幅して向かうルート、西桂スマートインターから中央道沿いを通るルート、このようなルートを確保して交通渋滞を解消し地元の皆様にも安全が確保できるようにしたかどうか。

下吉田地区本町通りや西裏地域に誘客する案内の看板を数か所設置するなどの対策も早急に検討が必要である。私は、4月29日昭和の日には西裏昭和まつりを開催し、秋には東北復興支援のための西裏さん祭り、正月には西裏餅つき祭りを企画している。その他西裏地域の特色を生かして開催する

など、西裏地域の活性化と少しでもお金の落ちる仕組みづくりを実践している。

新倉山浅間公園の地域周辺整備については、市民はもとより、国内外から多くの意見を聞くパブリックコメントを募集してもよいのではないかと。岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」のように官民連携をとり、「移れるまち」としての地域活性化を一日も早く実現して欲しい。

イベント開催には、財源の確保は大切だが、国からの補助金を申請し交付していただけるポテンシャルが、本市にはたくさんある。

私の提案を含め、新倉山浅間公園の通年型観光地としての施策に関して市長の考えがあればお聞かせ願う。

●3回目の市長答弁

私としても、通年型観光をどのようにつくりあげていくのか、その優先順位や効果的な在り方を常に念頭に置いて取り組んでいる。

このことから、現在までに、新倉山浅間公園の魅力や利便性を高めるため、忠霊塔までへの誘導看板の設置やWiFi環境の整備、また、桜まつり開催期間中には、障がいを持った方を対象とした境内地入口から忠霊塔までのタクシー乗車サービスの運用を実施し、その他にも下吉田駅から新倉山浅間公園までの歩道の

インターロッキング化等、できることから実施している。併せて、新倉山浅間公園への来訪者周遊への課題にも取り組んでいる。

新倉山浅間公園という本市の重要な観光資源をいかし、観光を通じて本市地域の活性化につなげられるよう着実に取り組んでいく。

②市民夏祭りの荒天時ステージイベント代替案や予備日の設定について

●1回目の質問

1951年（昭和26年）7月25日、市役所が所在する下吉田地区の天神社の祭礼日であるこの日に第1回市制祭が執り行われた。当時の広報紙をみると、3日間わたって盛大に開催され、第1回目から市民にとつてはかけがえのない大切なイベントだったことがうかがえる。

本年も7月27日土曜日に市民夏祭り開催が予定されていたが、残念ながら昨年引き続き、悪天候が予想されたため、中止になった。

悪天候の中で何かが起きては困る。市民の安全が第一だということも理解できるが、大勢の市民が2年続けたの夏まつり開催中止に大変残念な思いを持った。今回も中止になってしまった経緯について市民に理解を

できるように執行者の説明を求める。

●1回目の市長答弁

本年の市民夏まつり開催予定日としていた2日前の7月25日に、甲府地方気象台より、市民夏まつり前日の夕方以降に熱帯低気圧が台風6号へと発達し、日本列島を横断して、本市を直撃する進路予想の情報を入手したことから、急遽その日の午後3時より、商工会議所、商業連合会等、各種団体を構成メンバーとする市民夏まつり実行委員会を開催し、市民夏まつりの実施の是非を協議した。

市民をはじめ、参加者の皆様方の安全面を最優先するとともに、事前の中止による各テナントの材料等の仕入れによる損害が極力回避できること等、総合的に判断し、中止を決定し、その後、参加者、関係者の方々へ直接連絡し、御理解を得るとともに、防災無線、ホームページ等により、中止の周知をしたところである。

多くの参加者、関係者、楽しみにしていた皆様方には、本当に残念な思いをさせてしまったが、「市民の安全が第一」と考え、苦渋の決断をしたものである。

●2回目の質問

令和という新しい時代を迎え、初めての市民夏まつりがやむを得ない理由にせ

よ中止になるのは、本当に残念だった。

ステージイベントなどは、ふじさんホールや市民会館小ホールで開催できたのではないかと。可能であれば今年からでも、市民夏まつり代替イベントを開催できないか。

忍野村の八海祭りでは、荒天でもステージイベントが開催できるように、屋内の会場を確保したり、花火大会も順延日を設けて特例として開催している。本市でも昨年の中止を教訓にこのような対策が取れなかったのか。

天神社のお神輿、子の神社のお神輿、そして下浅間の組子を使った竿灯神輿と3基の神輿による下吉田地区の練り歩きといった大切な行事も2年連続で中止になった。荒天に備えて予備日を設けて警察署に申請することは可能と聞く。

順延するとレンタル品等の費用の面やボランティアなどの人的補填が大変とのことだが、大月市の「かがり火祭り」では、予備日を翌日に設けしっかりと開催できている。

来年度の市民夏まつり開催は、例年とおりであれば7月25日になり、前日には東京オリンピック開会式が予定されているため、日程をどうするかも課題になると思う。

今や、市民夏まつりは市民の多くの皆様にとつて、日ごろの活動の成果の発表

の場であり、小さなお子様からお年寄りまでもが、心から楽しみにしている一大イベントである。荒天時のステージイベントの代替案や歩行者天国の予備日などについて、来年度の市民夏まつりにどのような形で対策を講じるのか、執行者の考えを伺う。

●2回目の市長答弁

来年度の市民夏まつりは、東京オリンピック期間中と重複するので、現時点では、開催日程を一週間前倒しすることで検討している。

今回、市民ステージ出演団体に対しては、アンケート調査を実施し、荒天による中止については、多くの皆様から御理解を得られる結果となつているが、代替開催や順延等の御意見もいただいた。このような御意見や2年連続の中止という現状を改めてしっかりと受け止め、今年度の代替イベントの開催については、より充実した来年度の市民夏まつりの開催のための準備期間が必要なたため、開催を見送りさせていただくが、来年度から予備日を設定するなど、市民夏まつりが実施できるよう進めていきたいと考えている。

また、荒天等により当日又は予備日での実施ができない場合については、別の日に市民会館等において、市民の皆様が楽しめるイベントを開催していきたいと考えている。

委員会の審査から

☐ 決算特別委員会

☐ 総務経済委員会

☐ 文教厚生委員会

☐ 建設水道委員会

決算特別委員会

●審査案件

①議案第38号

平成30年度富士吉田市
一般会計及び特別会計歳
入歳出決算認定について

②議案第39号

平成30年度富士吉田市
立病院事業会計決算認定
について

③議案第40号

平成30年度富士吉田市
水道事業会計決算認定に
ついて

以上3議案について、
審査するにあたり、次の
10名の議員で構成される
決算特別委員会を設置し、
審査を行いました。

委員長 桑原守雄
副委員長 小俣光吉
委員 奥脇和一
渡辺幸寿
渡辺貞治
羽田幸寿
宮下宗昭
鈴木富蔵
渡辺大喜
伊藤進

審査にあたり、提出の

あつた予算の執行実績及
び主要施策の成果報告書
を参考として、予算が公
正、適法かつ能率的、合
理的に執行されているか
どうか、その結果どのよ
うな行政効果をあげたか、
また、その施策が住民福
祉の向上に適合したもの
であったかどうか、財政
事情についてはどうであ
ったかなどを重点に詳細
に審査いたしました。

●審査結果

①平成30年度富士吉田市
一般会計及び特別会計歳
入歳出決算認定について
○一般会計

平成30年度の一般会計
決算は、予算現額227
億8568万9024円
に対し、収入済額225
億4269万144円、
支出済額は215億21

06万9272円で、歳
入歳出差引額は10億21
62万872円となり、
継続費連次繰越額253
5万9千円、繰越明許費
繰越額2862万990
0円を差し引くと、実質
収支額は9億6763万
1972円となっており、
前年度に比較して300
2万6958円の減とな
っております。

実質収支額のうち、4
億8400万円は財政調
整基金へ積み立て、4億
8363万1972円が
翌年度へ繰り越されてお
り、妥当と認められます
ので、原案のとおり認定
すべきものと決しました。

なお、一般会計歳出の
審査の中で、若手職員人
材育成事業については、
職員の様々な分野への派
遣は大変重要なことであ
るので、今後も積極的
に事業を進め新しい風を市
政に吹き込んでいただき
たいとの要望がありまし
た。

まちづくり事業につい
ては、タイ王国・シテイ
ブ

を図っていただきたいと
の要望がありました。

ロモーション事業に関し、
事業の成果等を庁内で慎
重に協議し、今後の事業
継続の可否を検討してい
ただきたい、郷土愛醸成
を核とした若者チャレン
ジプロジェクトにおいて
修景をした浅間坊につい
て多くの人に愛され親し
まれる施設となるよう尽
力願う、同じく郷土愛醸
成を核とした若者チャレ
ンジプロジェクトにおい
ては、参加する高校生を
含め、市内の若い世代の
郷土愛醸成が進むよう今
後も積極的に事業を進め
ていただきたい、との3
点の要望がありました。

人口減少対策関連事業
については、ふじよしだ
定住促進センターサテラ
イトオフィス設置等業務
の実施において、サテラ
イトオフィスの注目度が
高まる中、今後、さらに
市内にサテライトオフィ
スが増えるよう誘致推進
観光宣伝・観光客誘致
推進事業については、ハ
タオリマチフェスティバ
ルは富士吉田市の産業と
観光を結び付けた意義の
ある事業であり、今後も
富士吉田のPR含め多方
面での活性化に向けて取
組みを進めていただきたい
、キャッシュレス化推
進事業において、10月か
らの消費税率引上げ後に
国が行う「キャッシュレ
ス・消費者還元事業」は
市民生活に大きな影響が
あるため、セミナーを開
催するなど市民において
より多くの還元や消費喚
起が図られるよう取り組
んでいただきたい、同じ
くキャッシュレス化推進
事業において、「キャッ
シュレス・消費者還元事
業」の活用が積極的に行
われるよう、市民や対象
となる小売店等に対し、
クレジットカードやスマ
ホ決済の利用・活用方法

などに関し、しっかりと周知・指導を行っていたきたい、との3点の要望がありました。

市道等維持管理事業において、街路樹を含めた維持管理という観点も踏まえ、市道新倉南線から市道中央通り線中曽根交差点までの間について、広域道路として県道昇格となるよう山梨県への要望活動など積極的に行っていたいただきたいとの要望がありました。

区画整理事業については、剣丸尾西土地地区画整理事業において、土地区画整理組合や大和ハウス工業等と協力しながら進出企業の誘致を図っていただきたい、一刻も早く山梨県の事業認可が受けられるよう行政として土地区画整理組合等とともに努力していただきたい、との2点の要望がありました。

消防水利事業において、地域の認知度が低い又は

土地所有者が判明していないなどの防火水槽については、今後、よく調査を行い、より適切な管理

が行い、より適切な管理が行なわれるよう対応願うとの要望がありました。

防災対策事業について、発電機や災害時用スタンドライト一式の指定避難所等への配備は、今後も計画的に継続実施をお願いしたい、AED未配備の市の施設等もあるので、できるだけ多くの施設に配備をお願いしたい、との2点の要望がありました。

博物館管理運営事業におけるふじさんミュージアムの管理運営においては、これに係る経費相応の博物館使用料収入となるよう事業努力をしていただきたいとの要望がありました。

○特別会計

平成30年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに13

億1943万1972円となっており、

次に、国民健康保険特別会計決算であります

が、歳入総額53億8414万7288円に対し、歳出総額は53億3832万5333円であり、歳入歳出差引額は4582万1955円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち2500万円は財政調整基金へ積み立て、2082万1955円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに9億5446万7154円となっております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額41億5149万3966円に対し、歳出総額は40億9093万6454円であり、歳入歳出差引額は6055万7512円となり、実質収支

額も同額となっております、全額が翌年度へ繰り越されております。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1491万1271円となっております。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに2億1875万6341円となっております。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

②市立病院事業会計決算認定

本案は、平成30年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に

執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益75億490万4841円、事業費用77億371万7296円となり、損益収支では1億9881万2455円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が3038万3409円の減、費用では2億2015万7691円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億6369万4千円、支出額5億9592万1145円、収支不足額3億3222万7145円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税率引き上げ地方交付金等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主

おります。このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門や地域がん診療連携拠点病院・地域災害拠点病院等の使命を担う中で、富士北麓・東部地域の中核病院として、その使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、総括事項の審査の中で、今後の介護療養病床の減少に伴い、これに替わる代替的な対応を含め、市においてしっかりと検討していただきたいとの要望がありました。

③水道事業会計決算認定

本案は、平成30年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主

眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益7億2750万5863円、事業費用6億1523万5100円となり、損益収支では1億1227万763円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ収益が30万2781円の増、費用で208万6923円の増となっておりです。

また、資本的収入及び支出では、収入額4億2541万3090円、支出額6億5429万7465円で、収支不足額2億2888万4375円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会基盤整備を推進するため、配水給水施設の

整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、総括事項の審査の中で、当年度の純利益相当分については、内部

総務経済委員会

●審査案件

①議案第41号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

②議案第42号

富士吉田市会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の制定について

③議案第43号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

④議案第44号

富士吉田市税条例等の一部改正について

留保することなく、水道を利用する市民のために積極的に水道管の耐震化などの事業に活用していただきたいとの要望がありました。

⑤議案第53号

富士五湖広域行政事務組合規約の変更について

⑥議案第55号

令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

●審査結果

①本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例」の整理でありまして、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による「地方公務

員法」の一部改正に伴い、成年被後見人等の権利を制限する条項を削除する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による「地方公務員法」の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例」の制定でありまして、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による「地方公務員法」の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例」の整理でありまして、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例」の整理でありまして、「地方公務

員法」の一部改正に伴い、成年被後見人等の権利を制限する条項を削除する等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、「富士吉田市税条例等」の一部改正でありまして、「地方税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、単身児童扶養者の市民税非課税措置等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

1項の規定による協議に当たり、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤本案は、富士五湖広域行政事務組合規約の変更でありまして、富士五湖広域行政事務組合の共同処理する事務を変更するため、規約の変更に係る地方自治法第286条第

⑥本案は、令和元年度富士吉田市一般会計補正予算第3号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ8億9567万2千円を追加し、総額を250億5117万2千円とするものであります。

歳入では、ふるさと納税寄附金7億円、前年度繰越金1億3447万3千円、総務費国庫補助金4149万8千円等を増額するものであります。

歳出では、ふるさと寄附推進事業費3億7744万7千円、ふるさと振興基金積立金2億4500万円、学校給食センター運営事業費9267万9千円等を増額するものであります。

また、継続費として、

防災対策事業2億742万3千円を追加し、債務負担行為として、市内小学校7校防犯カメラ機器一式リース1366万5千円を追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、防災対策事業において、台風15号で被害を受けた千葉県南房総市への職員の派遣に関し、派遣する職員には現地の支援を行いながら災害を学んでもらい、本市の防災対策の強化に活かせるようにしてもらいたいとの要望がありました。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第45号

富士吉田市印鑑条例の一部改正について

基準を定める条例の一部改正について

⑤議案第49号

②議案第46号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理について

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

③議案第47号

富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について

富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

④議案第48号

富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

⑥議案第50号

令和元年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第2号)

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

⑦議案第51号

表示を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、公共機関の住居表示について、事前に市民に分かりやすく周知していただきたいとの要望がありました。

⑧議案第57号

表示を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、食事の提供に要する費用の変更等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨議案第1号

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

①本案は、「富士吉田市印鑑条例」の一部改正でありまして、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、旧氏による印鑑登録を可能とする等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に関する条例」の一部改正でありまして、「上吉田東部地区(Ⅱ期)の住居表示を本年11月5日から実施することに伴い、住居表示の実施区域に設置している公の施設の位置の

③本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に関する条例」の一部改正でありまして、「子どもの子育て支援法の一部を改正する法律」等の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、利用者負担額の算定基準等を定めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、「富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「放

⑤本案は、「富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「家庭

⑥本案は、「富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正でありまして、「放

⑦本案は、「富士吉田市立病院使用料及び手数料条例」の一部改正でありまして、「立

⑧本案は、令和元年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第2号でありまして、今回、資本金収入及び支出につきまして、収入を1億120万円増額し、総額を3億535

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、放課後児童支援員の要件を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

7万4千円とし、支出を1億120万円増額し、総額を7億525万7千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案のように政策的な要素を多く含む議案に関しては、今後、審議に必要な資料等の提示について、適切な確な対応をとるよう要望がありました。

建設水道委員会

●審査案件

①議案第52号

富士吉田市給水条例の一部改正について

②議案第56号

令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

③議案第58号

令和元年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第1号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市

⑨本件は、教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でありまして、豊かな子どもを学びを実現するための条件整備は不可欠であることから、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教職員定数の改善など、教育予算についても拡充して欲しいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

給水条例」の一部改正でありまして、「水道法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定める等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号であ

りまして、今回、歳入歳出にそれぞれ3375万円を減額し、総額を13億2905万7千円とするものであります。

歳入では、特定防衛施設周辺整備調整交付金2500万円、一般会計繰入金875万円を減額するものであります。

歳出では、公共下水道建設事業費3375万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、下水道事業の実施にあたっては、整備計画に基づいた下水道工事に遅れが出ないようにはしてもらいたいとの要望がありました。

③本案は、令和元年度富士吉田市水道事業会計補正予算第1号でありまして、今回、資本的収入を2500万円増額し、総額を6億2947万9千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案等の処理結果（9月定例会）

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果	
報告第8号	継続費精算報告書について(平成30年度富士吉田市一般会計)	9/4報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第38号	平成30年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第39号	平成30年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第40号	平成30年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第41号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	富士吉田市会計年度任用職員給与及び費用弁償支給条例の制定について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第44号	富士吉田市税条例等の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第45号	富士吉田市印鑑条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第47号	富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第48号	富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第49号	富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第50号	富士吉田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第51号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	審議結果	
議案第52号	富士吉田市給水条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第53号	富士五湖広域行政事務組合規約の変更について	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第54号	令和元年度富士吉田市一般会計補正予算(第2号)	9/4即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第55号	令和元年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第56号	令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第57号	令和元年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第2号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第58号	令和元年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)	建設水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
報告第9号	健全化判断比率について	9/27報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第10号	資金不足比率について(富士吉田市下水道事業特別会計)	9/27報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第11号	資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)	9/27報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第12号	資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)	9/27報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第59号	教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/27即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選挙第6号	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選
選挙第7号	富士吉田市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。